

五月三日の会通信

11

神戸から
菅谷(処分)過程における
いくつかの文書

23
15. I. 1973

主として神山君自身にあてた断片

五月三日の会のメンバーのひとり、神山義正君は、一九七二年九月三〇日、ドイツで死んだ。

「Georg Buchner 『革命運動』・文学創作運動』研究活動（精神系統の実証的研究）」や Existenz・Georg Buchner 『当時の交通形態の転倒』……という『環』をおまえ自身生きられるか？ という無限反復的な自問！」

『五月三日の会 通信』第七号（七一年三月七日付）の「私自身

プラスなにものかにあてた断片」のなかで、彼はこう書いている。

この「無限反復的な自問」が、彼の死とまったく無関係であつたとは、もちろん考えられない。そしてまた、彼をとりまくさまざまなお外的状況——とりわけへ大学——が、この「自問」を無限反復的なもののなかへ押しこめてしまう要因のひとつとなつたことも、じゅうぶんに想像できる。けれども、わたしにはいま彼の死を、そうした側面からとらえる気はない。

やはりわれわれはどこかで間違っていたのではないか、という想

七〇年一二月二四日、神戸地裁での第一回松下裁判のさい、退廷

神戸から

松 多くのひとからの、評議会への公開質問状にたいする、評議会の態度は？

湯 質問状は議長が預っているので知らない。私の判断では、答えようのない質問が多かった。

松 場所を秘密にし、傍聴人・証人・弁護人を排除し、私だけを暴力団ふうに車に連れこみ、議長の指示に従わなければ陳述の権利を放棄したものとみなすという宣言がなされたが……？

湯 参考人については、出席の必要がない、と認めた。議長の宣言は記憶している。

はしがき 松下研究室への仮処分にたいする異議申立による民事裁判は、6月から12月にかけて七回あり、国側証人として

湯浅神大C部長、松下氏側証人として讀岐田さん、赤木さん、

松下さん本人が証言しました。松下さんの証言は次回(73・1

・24午後の予定)に続行されます。以下に掲載する公判メモは

不十分なものなので、関心の深い方は、より厳密・詳細な資料の所在について、松下さんへ問い合わせて下さい。

刑事裁判は現在、ほとんど進行していませんが、次回が73・1・24午前10時に予定されています。

(N)

6・2 仮処分異議公判メモ

松下 評議会でのわたしの陳述の機会は何回だったか？

湯浅証人(神大C部長) あなたが直接来たのは二回と記憶する。

松 場所は公開されていたか？

湯 わからない。評議会は公開しない。評議会議長の許可がないかぎり、公開できない。

松 下評議会でのわたしの陳述の機会は何回だったか？

湯浅証人(神大C部長) あなたが直接来たのは二回と記憶する。

松 場所は公開されていたか？

湯 わからない。評議会は公開しない。評議会議長の許可がないかぎり、公開できない。

松 郵送料・電報料(たとえば審査説明書の送付などの)はどこから出るか？

松 研究室が足りないなどという一方で、処分過程に膨大な出費をしている。

裁 その質問はみとめない。

松 本件研究室を現在誰が使用しているか？

湯 アメリカ人講師ハロウエイ。……

松 その研究室に、両脇の室と同じ設備はあるのか？

湯 あると判断される。

松 事実はそれと正反対です。

湯 なら何も訊くことないでしょう！

松 松下・清水を告発したと証言されたが、そうか。

湯 私がする。

松 (4)に守られた会議には出席できない、というのは理由にならないか。

湯 答えません。

松 4、入試のときに掲示を出すことが処分理由になるか。

裁 この証人は評議会の一員であつて、評議会そのものではない、

湯 ということを念頭において質問してほしい。

湯 貼紙だけでなく妨害行為もした、と評議会が判断したことは正しいと思う。

松 5、不退去をあなたは目撃しているか。

湯 していない。

松 それが処分理由とされることをどう思うか。

湯 評議会の判断は正しいと思う。

松 6、B一〇九占拠の主体は何と思うか。

湯 あなたを中心とする数人の学生グループと判断した。

松 自主講座運動実行委員会という名は記憶しているか。

湯 記憶している。

松 あなたは実行委員のひとりだ、とわたしがいつたら、あなたは笑いながら「喜んで受ける」と答えた。憶えてますか？

湯 いるが？

7、これが起訴理由であることも知っているか？

松 告訴・供述というかたちで起訴に参加しているか。

湯 告訴はしていない。供述については答えられない。

8、生物実験を担当した教官の数は？

湯 湯木講師一名

松 湯木氏は主任で、ほかにも担当者がいる。担当者は、講義が中止にならなかつたと當時もいい、現在もいつている。もしそちら、処分理由を撤回するか。

湯 「もし」には答えられない。

松 いずれ証人を出す。9の正門封鎖。正門以外からはいれないのか。正門封鎖と授業中止はどう関係するのか。

湯 答えられない。

松 （甲16号証写真集、「正門封鎖」の写真を示して）写真は何を

湯 しているところか？

松 封鎖解除を妨害している。

湯 解除しようとしている人間は写っているか。

松 わからない。

湯 解除と妨害との関連は写真でわかるのか。

松 見る人が見るとわかる。

松 そう見る、というための証拠が必要だろう。10にいう黒板への

湯 板書は、何で書かれたか？

湯 わからない。

松 11にいう事実は知っているか？

湯 よく知っている。

松 そのとき、どの段階で教授会の閉会を宣言したか。

湯 あなたと学生一〇〇人がはいつてきた、と思ったときに宣言したと記憶する。

松 学生がはいりきらいうちですか。

湯 一部ははいつていた。

松 閉会の判断は証人一人ができるのか。

湯 ふつうは執行部と相談する。このときは記憶にない。

松 ラクガキと、ラクガキでないものの差は？

湯 所定外の場所に書いたものがラクガキ。

松 黒板に書いたものはラクガキでないのか。

湯 黒板ふきで消せるものなら、処分対象になるまい。

松 そういうものも写真集に多数ふくまれている。——入試妨害のおそれと仮処分申請の因果関係は？

湯 申請は3月28日だから、ない。

松 12項目以外に処分理由になるような行為があるか。

湯 知らない。主なものはふくまれていると判断する。少なくとも評議会はそう判断した。

松 反対尋問の全体をつうじ、証人は重要なことには「記憶がない」と答えているが、なぜか？

裁 その質問は控えていただく。

橋本 C教授会の調査活動にたいする、評議会調査の独自性を具体的に示せ。

湯 評議会による現場検証。写真撮影者の確認。松下さんが書いたと考えられるものの筆跡鑑定。

裁 い。

松 昭和45年1月14日の教授会の機密をロウエイしたという疑いと

湯 発言が議事妨害になるという教授会判断。

松 裁判長にうかがうが、ここで証言が職務上の機密をもらす國公法違反として処分理由とされるおそれを、どう思うか。

裁 裁判所としては関与できない。証人は、秘密ロウエイになると思えば、いつでも証言を拒否できる。

い。

松 あなた個人はいまも出席できるか。

松 助手は教授会に出席資格があるか。

湯 讀オブザーバーとして出席できる。発言はできるが、議決権はない。

松 出席停止の理由は？

松 昭和45年1月14日の教授会の機密をロウエイしたという疑いと

湯 発言が議事妨害になるという教授会判断。

松 裁判長にうかがうが、ここで証言が職務上の機密をもらす國公法違反として処分理由とされるおそれを、どう思うか。

裁 裁判所としては関与できない。証人は、秘密ロウエイになると思えば、いつでも証言を拒否できる。

湯 69／70年の「正常化」過程の教授会に出席していたか？

湯 読っていた。

松 当時の教授会はしばしば機動隊に警備されていたか？

湯 読されていた。

松 そういう機動隊警備下の教授会には出席しないと声明していた教官たちがいたことを、知っているか？

湯 知っている。しかし批判者はしだいに少なくなり、おおむね「正常化」にまいしんしていった。

松 C広報22号、93ページに、3月13日のC教授会についての記述がある。この記述に相当する場面が教授会であつたか。

讀 裁判長、これを答えるとどうですか？

7・5 仮処分異議公判メモ

〔松下氏側の証人として、讀岐田氏出廷〕

松 下 経歴をかんたんに。

裁 あなたの判断をして下さい。

松 時間割に組みいれないと処分を先どりすることになる、という理由でもつて、執行部は反対論を抑えたのではないか？

讀 そういう趣旨で運ばれたと思う。

松 私にたいして授業する意志があるかどうか聞く、という動議が提出された。

讀 動議はどうか、そういう意見はあった。しかしけつきょく、松下氏の意志を問わないことに決まった。意志を無視してことを運ぶ方向に進んだわけだ。

松 3・25の教授会の冒頭、3・13の時間割編成のための調査委員会結成の決定が、票決によるものだったか、決定ではなくてたんに意見分布を問われただけだったのか、ということで紛糾があつたか？

讀 むしろ3・18の教授会の冒頭で、そういう紛糾があつた。

松 そのとき3・13の議事録の朗読要求が出たが、執行部は朗読したか。

讀 しなかつた。

松 議事録朗読という基本的ルールすら、その段階では踏みにじられていたわけですね。

讀 そうです。

松 それ以降証人が出席を拒否されたのは、こういう教授会運営が洩れるのを怖れてですね。

讀 それが理由のひとつと思う。

松 評議会だけでは処分ができないことはご存じですね。

讀 そうですね。

松 議事録朗読といふ基本的ルールすら、その段階では踏みにじられていたわけですね。

讀 それが理由のひとつと思う。

松 評議会だけでは処分ができないことはご存じですね。

讀 そうですね。

松 その資料は私の意見ぬきで作られ、配布され、証拠とされている。研究室問題に移るが、昨年4月9日、大学側が仮処分決定を執行しに松下研究室に来たことを知っているか？

讀 現場にいたから知っている。

松 決定書も未着の段階で、私の抗議にもかかわらず執行がなされたことを、ご存じですか？

讀 知っています。

……

松 （証拠として提出した写真を見せる。1の松下研究室は机とイスだけがあり、写真2の隣室は備品がより多数である。）ふつうの研究室の備品は2で、1の備品では研究室の機能は果せないのではないか。

讀 そう思う。

松 前回の湯浅証言に「本件研究室は現在米人講師ハロウェイが使用……」とある。湯浅証言は誤りか？

讀 誤りだ。

……

松 処分理由12項目について。項目1、「情況への発言」を部分的にぬきだして処分理由としている。「授業しないから処分する」

というわけだが、全教官が授業しない時期があつたのではないか。

讀 九月一日までそつだつた。また、それ以後でも、はしょつたかたちの授業があつたが、これが授業といえるか、問題だ。

松 大学当局は、形式的な授業をするしないだけを問題にするのですね。

讀 そう思う。

讀 債行として当該教授会の審議・決定が先行する。

松 45年7月、評議会が私に審査説明書を交付。7～8月、大学の内外でどのような反響があつたか？

讀 学内でも反対の声があつた。学外から公開質問状・要望などが提出された。

松 どう取り扱われたか。

讀 評議会の席で読みあげられただけで、主張は無視された。

松 評議会による私の「陳述の機会」の設定といわれるものの、具体的なかたちはご存じですね。証人要求が人数もへらされ、文書提出のみに変えられたことも。

松 知つている。

讀 参考人とされた讀岐田さんの要望、1、松下氏の陳述が打ち切られるのなら参考意見は無意味になる、2、参考人の口頭陳述もさせろ、はどう扱われたか。

松 参考人（複数）の意見は評議会だけにしか知られず、私には反論の機会がなかつたわけですね。

讀 聞きおく、というだけの扱いだった。

松 C広報22号は評議員にどう影響したと思うか。

讀 重大な心証を形成したろう。

讀 そうですね。

松 全国で多くの教官が授業拒否をした。大学闘争の提起した問題を受けとめ、発展させようとして。それを広い意味での授業とみなせるか。

讀 開戦をへた時点では、授業という概念が流動した。多様なたちがあつたろう。

松 項目2、学生全員に同一点数をつけた教官は私以外にあつたかたとえば脇阪さん、全員80点。ほかにもあつたと聞いている。

松 私の全員0点をふくめてそれらは教授会で承認されたか？

讀 45・1・15の教授会で、最終的に一括承認された。

松 項目3、教授会には必ず出席するという義務、規定はあるか。

讀 権利はあるが、義務はなかろう。私の研究室の場合、実験の時間とかちあうと実験を優先、という事例が多い。

松 長期間にわたり教授会に出席しない教官はありうるか。

讀 当然ありますし、問題にされることもない。

松 4、入試業務は全教官がするのか。

讀 義務ではない。

松 貼紙を出すと処分、という規則・前例はあるか？

讀 いずれもない。

松 5、「退去命令」問題。45年8月、封鎖解除への学内の反応はどうだったか。

讀 C教官数十名が反対声明。「機動隊導入による授業再開に応じない」という意志表示。他学部でもあつた。同じ意味で、全学教官有志40数名が坐りこみをした。

松 私の場合研究室に一人でいた。物理的な妨害行為ではなくて研

究室にいることが、処分理由にされたのか？

讀 そう思う。

松 6、B一〇九教室を「九月一日より占拠して」とあるが、自主講座運動がその教室を使用したのは、それより七ヵ月前からではないか。

讀 そうだ。

松 その広い意味での授業に、私以外の教官も参加したか。

讀 参加した。

松 C広報の作製責任者イワミ氏もいたことを記憶しているか。

讀 記憶している。

松 45年3月から一年間B一〇九は当局が閉鎖して、授業に使用しなかつたのではないか。

讀 そのとおり。

松 7、「授業妨害」。当日、スト解除がすでにされて「正常な授業」が始まっていたのか？

讀 スト決議をしていたひとたちは、それを解除していかつた。

松 「授業妨害」は多かつたか。

讀 これを「授業妨害」とよぶなら、それは数多くあつた。

松 8、「生物実験」問題。担当者としてのあなたは、どういう実験の計画をもつていたか。

讀 当日は、授業をするかしないか、という討論の段階だつた。湯木講師をふくめて。「授業」はまだ始まつていなかつた。

松 前回の湯浅証言、「担当は湯木講師一名」というのは誤りか。

讀 誤りだ。また私は、実験が妨害されたと考えていない。そのことを私は評議会への参考人意見書で書いている。湯浅証人が知ら反応は？

木講師をふくめて。「授業」はまだ始まつていなかつた。

松 前回の湯浅証言、「担当は湯木講師一名」というのは誤りか。

讀 誤りだ。また私は、実験が妨害されたと考えていない。そのことを私は評議会への参考人意見書で書いている。湯浅証人が知ら反応は？

ないのはおかしい。

松 9、正門がバリケード封鎖で授業できない、というのが、正門が閉鎖されるとCは出入できないか？

讀 正門を通る者はむしろ少ない。正門封鎖と授業中止は因果関係がない。やろうとすれば授業はできる。

松 10、当時あなたは授業についてどう考えたか？

讀 前述のとおり湯木講師をまじえた討論を、11月5日まで続けていた。「機動隊導入による授業再開」はしないと声明していた40数名の教官は、いわゆる授業の形態とは離れたかたちを、それぞれにとつていた。

松 学生は授業をどう考えたか？自主管理の志向などがあつたか？

讀 私たちの生物実験の討論も、学生の自主管理の方向で結論が出た。

松 授業問題については、巾広い意見の分布があつたわけですね。

讀 そうです。

松 その期末に、通常のかたちの期末試験や成績評価がありえたか？これが項目2に関連してゆく。――項目11、教授会の閉会宣言は、学生がはいりこむよりも前ではなかつたか？

讀 前だつた。処分説明書の記述は順序が逆になつていています。

松 45・4・8に、私をふくめて41名が逮捕された。大学構成員の反応は？

讀 数百人の学生その他がその場で抗議行動をした。護送車の前に坐りこんだ。機動隊に排除されたが。

松 その日の教授会で、調査委員会報告がされているはずですね。

讀 そのはずです。

松 教授会が終つていたのはどうしてわかるか？

讀 閉会宣言が議長によつてなされた。

一判事 教授会と評議会の関係。教授会決定の尊重とは？

讀 当該学部の処分決定が前提となる、ということだ。

判 判 それが慣行というが、慣行という根拠は？

讀 人事については、処分と反対の採用についても、学部が主体的

に決定する。評議会は追認するだけだ。

判 0点採点が教授会で承認されたというが、その場にいたのか。

讀 いた。

9・20仮処分異議公判メモ

〔松下氏欠席。補助参加人からの申請により赤木氏が証人として登場。補助参加人による訴訟行為は、補助参加申請が却下されると、速記録から消されることはないが、証拠能力をみとめられない、とのことである。〕

上原 あなたの補助参加申立理由に「松下研究室の共同使用」ということばがあるが、いつごろから共同使用しているか。

赤木 一九六七年夏ごろからと思う。

上 Cのバリ封鎖後も？

赤 そう。

上 バリ封鎖中、ほかの教官も研究室を使用していたか。

赤 松下さん以外はほとんど見かけなかつた。隠れて会議はしていとも、学校へ来て学生と話しあつたり、研究したりする者はいな

かつた。

上 71・4・9の仮処分執行のとき、研究室にいたか。

赤 いた。

上 その日の状況について。

赤 その日は主として文学上の討論のため、昼すぎから7時すぎまで研究室にいた。その間幾度か、大学側が執行を行ないたいといつて、やつてきた。松下氏のところへ仮処分決定書がまだ着いていない段階だし、私物を持ち出せといわれてもその時間もない状態でもあつたので、執行を待つように要求したが、大学側は譲らず。われわれが七時すぎに帰ったあと、大学側はその研究室を封鎖した。以後、その研究室を使っている者は、幽霊以外、誰もいない。

上 4・9以降、その部屋を見たことがあるか？

赤 一、二度、外から見たことがある。

上 部屋の内部はどう變っているか。

赤 封鎖前の部屋は、研究室にふさわしい様子だつた。たとえば机に花が生けてあつたことも。封鎖後は机の前にイスがあるだけで、ほかに何もない。

上 仮処分執行に来た者のうち、誰かこの場にいるか。

赤 「国」側代理人席の右から二番目の人は、見おぼえがある。

裁判長 なぞそんなことを訊くのか？

上 証言に真実性がないと思えば、国側代理人が即座に反対尋問できるはずだ、ということをいいたいのだ。

裁 関係ない。

上 71年7月の人事院審理の会場に行つたことがあるか？ 何日に

裁 あなたの松下さんとの共同研究の内容は？

裁 ちょっと待つて。会議する。「休憩ののち」村尾さんの補助参考申立を却下する。

村 「即時抗告した上で、証人に」あなたが証人席にいますわつていることの意味は？

裁 その質問は許可しない。

赤 あなたの松下さんとの共同研究の内容は？

赤 第二次大戦後、冷戦から雪どけへ、という通念があるのとウラハラに、資本主義とスターリン体制ののりこえが依然としてできない、という問題性がある。この問題性や、新しい表現をもとめての表現運動など。

村 バリ封鎖のあと、研究のありようは変つたか？

赤 卑俗な意味ではないバリケードとは何か、という問題が出てきた。まだ答えはない。

村 甲12号証、広報22号の29ページ。4・15に議決があつたと思えるか。

赤 その会議に出席していた人の話しへ、まず、これは意見分布なんや、というかたちで意見分布がとられ、そのあとから、それで議決があつたことにされたのだという。そのようにして虚偽が事実化されているのだ。

上野検事（「国」代理人） バリ封鎖中は教官は来なかつた、といふが、來ても入れなかつたのではないか。

赤 知らない。

検 4・9に、私物を持ち出す時間がなかつた、というが、持出し要求が前からなされていたことは知つてゐる。

赤 19日、20日、と思う。

上 両日、ぼくはそこにいたか。

赤 いかつた。

上 どういう理由でか。

赤 その問題は請求者「松下氏」側代理人によつてその場で論議されたが、上原君は「大学の告訴によつて」逮捕されていて出席できなかつたのだ。

上 国側からは誰が来ていたか。

赤 湯浅氏ほか。弁護士もいた。

上 戸田学長は来ていたか。

赤 処分の責任者なのに、来ていなかつた。

上 甲13号証、広報25号の20ページ、処分理由の1、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業、しけん等）を放棄する」について。

赤 最後の2行、「ぼくたちは」以下は間違いで、おそらく意識的、作為的なミスプリントである。神大C広報にはこういう例が多い。

赤 この文言は「情況への発言」という文章からの引用だが、ごく一部分であり、いちばん曲解した引用のしかただ。

赤 同4ページ、8・13のビラは、実物と違うのではないか。

赤 村尾 証人は……

裁 あなたは補助参加申立をしたか？

村尾 今日した。

上 71年7月の人事院審理の会場に行つたことがあるか？ 何日に

裁 あなたの松下さんとの共同研究の内容は？

赤 ちょっと待つて。会議する。「休憩ののち」村尾さんの補助参考

検 仮処分決定書の送達が松下氏の自宅へなされたことは知つているか。

赤 松下さんも私も研究室にいたから、そのことは知らない。
(以上 N)

八九・二〇証言▽の

(不) 可能性へむかうレジュメ

あらゆる領域での「証言」が開始されようとしている。しかし、「私」にとつては、いまへ森川へ公判とへ研究室へ公判へ同じ方法（へ声へがとどかない領域へむかつて投げるへの弯曲過程の逆用）でかかわれ、というへ声への方へふりむくことが切実である。そして私はこのレジュメをへ森川へ公判に関する再求証明プランを作成したのと同位相の諸条件の下に走り書きし、へ研究室へ公判の証言予定者のへ二人へ委託したい。

この「委託」がうみだす全ての過程を「証言」しつつ支えていくことを「私」は、ここにへ宣誓する。

松下さんの問い合わせがすでに進行していた。」

松下 仮処分申請の理由として、大学側は懲戒免職処分の存在を第一に挙げている。この処分が存在するかいなかを聞きたい。人事院審理に出席していましたか。

赤木 いました。

松 そのとき処分者の代理者は、人事院への処分者側「答弁書」の提出がおくれたことについて、どういつていたか？

赤 山田代理者は、松下さんのつかうへ＼の意味がよくわからないので、答弁書の作製がおくれた、と答えた。

松 すると教授会・評議会段階でも、意味がわからずに処分手続を進めたのだろうか？

赤 わからないまま処分した、と処分者はいつている。こんな処分は無効だろう。

松 大学側の仮処分申請理由の第二は研究室不足ですが、乙11号証の写真を示します。証人はこの写真的撮影過程に参加したか。

赤 参加した。写真1をうつす前には、その廊下にいた。

松 そのときA四二九「研究室」から誰か出てきたか。

赤 特色のある人物。外人。手に教材に使うようなものをもつていた。

松 A四二九をたえず使っているようすだったか。

赤 まるでそういうようすだった。

松 湯浅証言では、かれはA四三〇に相当する部屋を使っていることになっていた。——倉沢研究室（B四〇七）のなかを証人は見たか？〔…〕

赤 写真で見れば誰の目にも明らかなように、そこは目下研究室と

上野検事 乙11号証の写真8、これは倉沢研究室の写真か。

赤 湯浅証人の問題にした「倉沢研究室」がこれだ。

上 これは実験準備室のつもりで作ったのだが、研究室が不足したので仮りに倉沢氏にはいつてもらつた、という事情は知つているか。

赤 知らない。〔…〕

上 あなたはどういう理由で神大に出入りしていたか。

赤 取材の目的、など。

上 あなたは神大の職員・学生ではないが、大学の了解のもとで取材にはいつたのか。

赤 暗黙の了解のもとでだ。

「松下さんから、新たに北川透氏を証人に申請。北川氏は、その証言の必要性を法廷で説明する。」

北川 『松下昇表現集』に収められた思想・表現はほとんどすべて、ここで問題にされている松下研究室で生みだされた。幻想のバリケードの内実を、この『表現集』はなつてある。したがつて、

『表現集』全体についての証言が必要だ。これが第一点。——第一点。五月、わたしは共同研究の一端をなうために松下研究室を訪れたが、すでに「大学当局によつて」封鎖されており、共同研究に重大な障害を受けた。

「裁判所は合議の上、この証人申請をとりあげず、次回は松下さん本人を証人として尋問する、裁判所はほかの証人をもう必要としない、と主張する。閉廷。」

して使用されていない。

〔…〕

松 申請理由第三、「妨害行為の拠点になる」ということについて。

「一部学生が出入し」「楽器を演奏したりして喧騒をきわめ…」といった事実があつたか。

赤 学生が出入るのはどの研究室でも同じだ。楽器うんぬんは事実無根。いいかけんなことを書いている。

松 「らくがき」で研究室使用不能の教官がいる、とあるが…

赤 らくがきアレルギーでもなければ、それで使用不能にはならぬい。

松 「妨害行為の拠点…」？

赤 研究室が昨春に逆封鎖されたのちにも、「妨害」は多々ある。それが行なわれるのは、すぐ警官を導入して強圧したりする大学当局・警察・国の大やりかたのせいである。

松 仮処分裁判に国が熱意を示す理由を考えみたい。研究室と、神大闘争のバリケードとは、どのような関係にあつたか？

赤 バリケード解除のときに松下さんが研究室にいたのは、大学当局には思いも寄らぬことだつた。研究室は、バリケードのおかれていでないバリケードだつた。

松 すると裁判は、バリケード解除の延長と考えていいか。

赤 はつきりそうだ。〔…〕

「松本、二月一日の公判廷で申請すみの補助参加人として、「債務者」側に着席。裁判長はこれを認めない。」

裁 審問事項は？

〔反対尋問〕

11・15 仮処分異議公判メモ

裁判長 松下さんを証人として調べます。

松下 宣誓の問題について少し意見を述べたい。「証人が刑事上の訴追もしくは処罰を受けるおそれがあるばあい証言を拒否できる」といった箇条が民事訴訟法にあり、これに該当するばあい宣誓を免除しうる、ないし、証言後に宣誓をもとめることができる、という規定もある。

裁 審問事項は？

松 （別紙を提出する。）

裁 これではわからない。具体的に書いてくれれば、そのとおり質問してゆくが。

松 では、九月二〇日に提出した「速記録にかんする異議申立書」に即して、一項目ずつ述べることから開始したい。

裁 時間ばかりかかるし…あなたは処分の不当性を証明しなければ、この裁判に勝てない。教授会の時点から、あるいはそれ以前から、根本的に述べてもよく、処分理由の々々に反論してもらつてもいいが…

松 民事六部に国側が、「原本は三部にある」として湯浅証言の速記録を、書証として提出している。訂正是三部でしてくれ、とのことだし、六部「本訴」との関連からも、ぜひこの三部で発言したい。

裁 速記録に異議が出ても、原本の訂正はできない。異議申立を調書に記載することができるだけだ。

すると原本はほんとうの証言ではなく、過渡的なものですね。そのように言うこともできますね。——宣誓について合議します。(休憩)

裁 では三三六条によつて、宣誓させません。住所は?

松 然秘します。今までの審理経過から、適当に判断してください。

裁 住所、年令、職業だけいってください。

松 職業は起訴状などでは無職と書かれているが、タコヤキ業です。

裁 そのとおり書きますよ。まず私から訊く。「速記録にかんする手紙に書く住所は「…」。三六歳。

裁 異議申立書1をあなたは出しましたか。

松 出しました。

裁 それについて言いたいことがありますか。

松 この文書はすべて私の意見だから、ほかの参加者もそれぞれ発言する要がある。速記録の影響は他の公判や人事院審理にも及ぶから、訂正の問題は重要だ。またこの申立書はあくまで「1」である。とりあえず第五回公判調書の記載について…

裁 ではそこから、村尾さんに質問してもらおう。

村尾 橋本君の補助参加申立の理由を記載したなかに「論旨退学されてきた過程…」という言葉があるが…

松 橋本君がここにいないので、仮装して答えざるをえませんが、「論旨」は明らかに間違い。「自主退学を要求、されてきた過程」となるべきだろう。「自主」退学強要という行為は、神大当局の斗争圧殺手段の象徴である。「…」本人を呼び出して要求したのではなく、親にたいして要求した。「…」

村 湯浅証言のふくむ誤りについて。

松 訂正は湯浅証人自身のなすべきことだ。少なくとも債権者代理人の意見を聞きたい。

裁 いまはあなたが証人なんだから…

松 では湯浅証人に仮装するわけですか。——処分の「議決」の問題。湯浅証言は讀岐田証言と矛盾するし、少くとも、「議決」があつたという証拠は提出されていない。——上野検事は「審査説明書」をうんぬんするが、債権者の書証として出しているのは「処分説明書」だけである。湯浅証言も二つの「説明書」を混同してなされている。どうしてそういうことが起つたのか、「五月三日の会通信」3号を媒介にして語りたい。この二つの「説明書」の差異は、大きな問題をふくんでいる。大学としては「審査説明書」(以下ではaと表記)交付、評議会での私の陳述、「処分説明書」(以下ではbと表記)作製という手手続きを踏まないと処分に法的効力がないので、いやいや手続きをふんだ。ところでaはそれなりの構成をもつていて、bは項目を並列しているだけで、構成を失っている。裁判でいえば起訴状のほうに構成があり、判決のほうは平板化されているわけだ。「陳述」には時間を指定してきたが、場所を予告できなかつた。公開をおそれたらどう。「指定した条件のとおり陳述」か「陳述拒否」かという二者が一方的に指定した時間と空間をつきくずして、われわれの側に奪回する方法だつた。二〇日の「陳述」が流れた責任を私にするつけつゝ、翌日の呼び出しを告げる長い電報。こういういささかコッケイな過程の背後に、事実とは何か、という重大な問題が

ある。事実は重層している。だが当局は、「審査説明書」の記述が「事実」かどうかを一回だけ評議会議長の指示どおりに答えさせ、それ以外の答えをすればただちに審理を打ち切つて判決をくだそうとした。真理を追求するという大学、法学者その他を大量にかかえている大学が、斗争の意味、私の表現の意味をかえりみないで、ひたすら「正常化」のために私の排除を急ぎ、陳述したという形だけを証拠として残すことになつた。私はこう考えた。

私が腹を立てて陳述を放棄したら、当局は「事実については異議がなかつた」として、即座に処分を決定するだろう。事実とは何か、それを追求するためにも、私は二回目の陳述の機会に、ひとりでかけた。私は事実について、aの文体批判をもつて語りはじめた。評議会が私の文体批判、事実性論にうろたえた結果が、bの一層の平板化となつて現われたのだろう。事実の具体的な内容についてはあとで触れるが、aとbとを上野検事も湯浅証人も取り違えていることの背後には、このような問題があるのだ。——

「参考人を評議会の席上に呼び」と湯浅証言にあるが、席上に呼んだことはない。形式的に文書提出をもとめにすぎない。——処分説明書の交付の状況。この場面に登場するすべての者の証言が必要である。(2)はユメをみていたのだろう。「その場でそれを読み上げまして」というが、長い処分説明書を読み上げたのか?「…」

村 第六回公判(2・1)記録について。

松 湯浅証言「教官の中では非常に勤勉な教官」は、意味が通じない上、湯浅証人が私をお教官として扱つてることがわかる。「…」あとは次回に。

(一) へ松下へ処分のnへ事へ性を、二つの起訴状、審査説明書、

11・15研究室妨害排除公判メモ

〔民事3部での仮処分公判に続き、6部で三時半開廷。実質数分間。「被告」から申入書、証人申請書(神大の倉沢教官、人事院の足立公平委員長、上野検事、郡法相、北川透氏、森川加津子さん、菅谷規矩雄氏を証人として追加申請)、乙7号証(讀岐田証言)提出。次回期日は「追つて指定」。次の審理段階としては「そろそろ証人の決定」とのこと。〕

(以上 N)

12・10研究室仮処分裁判メモ

〔別の法廷が遅くなりまして」と「国」(上野検事)が登場したのが一時半。予定より三十分以上おくれて一時三十四分開廷。へ村尾建吉(つづき)、池田浩士、赤木真澄の三名が補助参加人として、債務者(松下昇)にたいする尋問をおこなう。

へ村尾建吉氏はあらかじめ「へ十二・一証言へへのいくつかの補註」を準備して、参加者(債務者、債務者側の傍聴者・補助参加人)に配布した。その全文はつぎのとおりである。

処分説明書、……にあらわれてゐる表現、文体等の距離を、そしてその裂け目を逆用して運動させていくこと。その際に、満ちあふれているへ事へ実群の全過程に関わってきたものうち、へ十一・二七の刑へ事へ公判廷でへ黒田証言へを開始しているへ分離公判との対応、関連を追求しつつ、展開する必要があるだろう。

・審査、処分説明書の理由の全てが、二つの起訴状の公訴へ事へ全文を支え、喚び込んでいるが、時間的には最初の法的文書である五・二三付起訴状が審査、処分説明書の構成、内容を規定していること。

・審査説明書が起訴状（へ仮処分へ公判では仮処分決定）に相当し、処分説明書が判決に相当するとすれば、審査説明書と処分説明書とがその間に挟んでいる約七六日間の日数は公判日数にも匹敵するものであり、更に遡って審査説明書の作成過程は起訴のための捜査、勾留過程に等しいといえるであろう。へ鬭争においては人へ事へ处分過程と刑へ事へ处分過程とが密接に連帶を保ちつつ、行なわれていたという、法國家権力の恐怖をかいまみることができるほどである。そのことは、起訴状や審査、処分説明書の文面に集中的に立証されている。

(一) へ〇点の評価に対する学生側の反応について、とくに、

へ〇点を投げつけられた学生の反応について。
(二) 広報二二号のP60に『注①9月分の休講に関する賃金カットは一応見送られた』という記載があるが、それは何故か。

少なくともバリケード期間中における全教職員のへ休講へ状

態を徹底的に検討する必要がある。教養部当局の主張する授業も研究も実施していらないのであるから。P80に記載しているように、国家公務員が国民全体の奉仕者として職務に従事しなければならないのなら、尚更、バリケード期間中の全教職員の勤務状態が検討されねばならない。

(四) 広報二二号（六九・二・二・二・七〇・五・二三）と広報二五号（七〇・七・二・二・七一・一・二・一）とのすきまを流れて

いる二ヶ月ほどの空白は何故、生じているのか。

(五) ……

一九七二年十二月一日

（村尾建吉）

これにもとづいておこなわれたへ村尾建吉へ氏の尋問と、それに對する松下氏のこたえのうち、いくつかを記しておく。
村へ鬭争といわれるものについては、大学の処分と刑事処分とが一体となつて行なわれている。このことは審査説明書、処分説明書、起訴状などの文面から集中的に立証される。

松 昨年一二月一日に証人申請をおこない、そこでは松下研究室にはいつたすべての人を申請した。しかし証言したひとはその全部にはとうてい及ばない。そういう過程をひきずつて、わたしはいわば最後の証人としてわっている。起訴状は二種類ある（七〇年五月二三日、一一月七日）。これらは甲第三号証一および二と

の人にとっても良い結果をもたらさないだろう。

村 自主講座といつても、B一〇九教室のものだけが起訴された。松 四五年九月一日の授業再開以後、すべてのひとが自主講座の参加者だった。B一〇九教室の自主講座は半年以上も後に起訴されている。もつとも集中的に鬭争した私たちを起訴した。

村 一二月三日の教授会について、審査説明書の「先頭に立つて乱入し」という記述は、本年一一月二七日の黒田証言と食いちがう。松 黒田証言は事實に近い。事務官の見る事實性の正しさを示している。

村 広報で、松下処分は議題にのぼっていない、とされている時点まで、すでに起訴状は処分を先取りしている。

松 ある意味では検察官のほうが正直である。教授会のほうは、処分を考えてはいない、どこまかそうとするが、起訴状がそのごまかしを暴露する。

村 教養部のほとんどすべての教室に落書きがされたのに、B一〇九教室の「くの字型十二個」だけが起訴されたのは？

松 大学鬭争の過程で無数の落書きがさまざまの場所に出現したが、黒板にはなかつた。授業が再開されたとき皆の目が向くのは黒板であつて、これにもとづき黒板に落書きが出現した。学校側にはこれが我慢できなかつたし、もつとも意味のわからぬ「くの字型十二個」が起訴されたのだろう。

村 祝福としての〇点を投げつけられた学生の反応は？
松 単位だけがはしかつた学生はがつかりしたろうが、留置所にとらわれていた何人かの学生は祝福としてよろこんだだろう。

村 へ一九六九年）一二月五日の教授会で、「九月分の休講にたいめーデー事件の判決をみて、その被告たちの反応をみると、大學鬭争と二〇年もへだたつてゐる。有罪とか被告とかいうことをマイナスのものとしてとらえているのだ。つねにヒトの言葉、法の言葉で生活するこいことは、この法治国家に生活するすべて

する賃金カットは一応見送られた」というが、パリケード期間中の全教職員の勤務状況はどうだったのか。また、証人として松下裁判に出席した讚岐田助手にたいする賃金カット問題もある。

松 パリ期間中、教職員はほとんど勤務していなかつた。また、B

一〇九が使用できないからという理由で起訴しているが、事実は、自分たちが逆封鎖したりして使用できなくしているのだ。

村 広報二二号の最後の日付と二五号の最初の日付との間の約二ヶ月は何か？

この二ヶ月の隙間には、広報委員会をふくむ国家権力全体にもいかなる意味でもとらえられぬ意味がかくされている。

このあと十分間の休憩ののち、赤木と池田が補助参加人の申立てをおこなう。赤木は書面で、池田は口頭で。裁判官合議ののち、両方とも「却下」。ただし準抗告して高裁決定がおりるまでは補助参加人として裁判に参加できるため、松下氏にたいする尋問を続行。池田は主として、「〇点」、「賃金カット」に関し岡山大で坂本守信氏の全員八〇点を教授会が認めなかつたこと、京大教養部では全員一〇〇点、全員九九点などが少しも問題になつてないこと、神戸大では、教授会は松下氏の〇点評価を承認せざるをえなかつたのに、評議会段階でこれが処分の理由とされていること。京大農学部の十教官の賃金カット問題、徳島大の山本光代助手が大学院生の処分に関する裁判に出席して賃金カットされた問題、京大経済学部竹本信弘助手の賃金カット問題などと松下氏にたいする処分との関連について質問した。

また赤木氏は、処分説明書の処分理由を順をおつてとりあげた。助手が大学院生の処分に関する裁判に出席して賃金カットされた問題、京大経済学部竹本信弘助手の賃金カット問題などと松下氏にたいする処分との関連について質問した。

赤木氏は、処分説明書の処分理由を順をおつてとりあげた。

これらをめぐる松下氏との応答のなかから次のような点が明らかになった。

○ 神戸大の封鎖期間中においても現在においても、松下以外の教官はほとんど業務をおこなつていない。

○ 封鎖期間中、本当の意味で研究をおこなつていたのは全共闘諸君だつた。松下の研究活動自体が大学当局にとつては悪であり、それを罰したのだ。

○ 「正門を封鎖して授業をさまたげた、とあるが、教養部の学生はほとんど橋を通つて構内に入るの、正門封鎖は入構には何ら影響ない。

○ 六九年一月八日に、吉村毅助教授担当の試験場に侵入して試験実施を中止するのやむなきに至らしめた、というが、これは、松下の文章を読んだ受験生が自発的に拒否して試験ができなくなつたのである。自発的な行動にたいして罰するというのは、表現そのものを罰するというやりかたと同じで、ファシズムに近いものだ。

○ 黒板への落書きについて 授業のジャマになつたどころか、むしろ楽しんで隙間に字を書いていた教官、学生もいた。「くの字型」という表現は、死体、列車転覆など、犯罪にかかわりのあるものが検察官からみると「くの字型」にみえることとかかわりがある。

赤木氏の尋問は、「まだあと少なくとも十時間以上」つづく予定であるが、裁判所側は二月中旬で結審することを望んでおり、また「国」も「もはや尋問すべきことは全然ない」としている。相談のない」とおかしいが、それらは現在まで使用された形跡がない。

赤 国側のいう「根拠」の二、「研究室不足」については？

赤 松 ほんとうに不足しているのなら、A四三〇、B四〇七を使用していないとおかしいが、それらは現在まで使用された形跡がない。

赤 松下さんは、研究室を他の教官と共同使用してもよい、と意志表示されたとのことだが？

赤 誰かがA四三〇を使用しようとした場合、私が妨害を意図したことではない。共同使用を私は考えていた。

赤 一般に研究室はどう使われているか？

赤 松 ほとんどの教官は研究室を週二回程度荷物置場として使つているにすぎない。

赤 そういう研究室とは異質の、松下研究室の意味は？

赤 国の仮処分命令申請書は、研究室を一定の広さをもつ空間としてしか捉えていらず、研究室の意味を問うていない。69年8月のパリケード解除の日にも、松下研究室は解除されなかつた。いまも

ある意味でパリケード続行中といえる。教師のもつ特權的空間と述べている。その過程が処分過程にすりかわるわけだが、その間、岐田証言は、C教授会の「調査委員会が三月に結成されたとして、その報告を四月に行ない、教授会が審議したとしても、それはあくまで時間割作製のための審議ではないのか」という間にたいし、「教授会の審議過程からすればそうでなければならない」と述べている。その過程が処分過程にすりかわるわけだが、その間、結果、裁判はあと四回おこなわれることになり、すでに決まつている次の二月一三日のあと、つきのような日程が決定されて、午後四時閉廷した。

一月二十四日（水）一時、二月二日（金）一時、二月一四日（水）一時。

（池田記）

12・13仮処分異議公判メモ

〔松下氏本人尋問の続き〕

赤木補助参加人 国が仮処分命令申請の「根拠」とするものは、大まかに分けて三つあり、その一是「処分の適法の存在」だが、この点についてはどうですか？

松下 「処分の適法の存在」の十分な証拠は国によつて提出されていない。その点を、速記録をつかつて少し述べる。湯浅証人は、

「もしも正当な論理によつて処分がなされているのであれば、その過程はいつでもどこでも公開されてよいのではないか」という間にたいして、「そうではありません」とだけ答えている。かれは「そうではありません」といいながら、その理由も述べられない。処分過程を公開すれば、大学の実態が明らかになり、その構成員のひとりひとりが弾劾されるからだ。――8月5日の讀

岐田証言は、C教授会の「調査委員会が三月に結成されたとして、その報告を四月に行ない、教授会が審議したとしても、それはあくまで時間割作製のための審議ではないのか」という間にたいし、「教授会の審議過程からすればそうでなければならない」と述べている。その過程が処分過程にすりかわるわけだが、その間、

もいえるが、私の場合、誰でも休息できる空間がたまたま大学のなかにあつた、ということなのだ。ある女のひとがいつたことだが、それは女の胎内の比喩としても考えられるのではないか。

赤 倉沢研究室について。倉沢研究室となる以前には、誰がそこにいたか？

松 A棟にはいりきらない教官を、B棟にただひとつしかないその研究室に入れていた。多いときは三名いた。「…」いまの使われていない状態とは違つて、研究室だつた。

赤 その室、B四〇七が、研究室以外の目的に使われた例は、では最近だけか？

松 そうだ。——もともと研究室として設定されていて、いま使われていない室は三つある。

赤 国側の「根拠」の三、松下研究室が「妨害の拠点」になる、ということについて。申請書には、松下研究室が「喧騒をきわめ…」
「うんぬん、とあるが。

松 そう書いてあるだけで、証拠はない。私自身そういう記憶はない。

赤 国は「妨害」というユーレイを怖れて、研究室がありながら不足をうんぬんしているわけですね？

松 大学が三つも研究室を使えなくしていることが問題なのだ。

赤 退職ないし転任後、教官が数ヶ月ないし一年、研究室を使つていた例はあるか？

松 そういう例はいくつか知つている。

赤 菅谷さんについて。

松 かれは二年半、私と同じ研究室にて共同研究をしていた。そ

ることは、この法廷空間が研究室空間に転化しつつあることを思われる。このことを速記録を媒介にして述べよう。3月8日の湯浅証言は、私への立入禁止命令の及ぶ範囲を「二次元的なC構内表面」とし、「空中にいるのは知りません、飛んでる場合は」といつている。72年2月15日のことに関連して学生と私が起訴された事件の起訴状（乙12の1号証）はしかし、私には公務妨害のみ、学生には建造物侵入だけを「罪状」としている。私に立入禁止が出ていた時点でだ。私が建造物侵入でないのなら、学生はそれ以上にそうではない。公訴棄却が当然だ。私は「飛んで」いたのだろうか。「…」明日の公判「72・2・15の件」では学生五名の冒頭陳述があるが、私ははずされている。いわばこの証言が私の冒頭陳述なのだ。私にかかる刑事裁判はほとんど開かれていて「…」私による求釈明はいつになるかわからない。

赤 ヘン分離公判「森川さんにたいするもの」は、最近いつあつたか？

松 11月27日にあり、C元事務長の証言があつた。

赤 ほんどの内容の証言か？

松 固有名詞で一番多く発音されたのは私の名前だった。私にかんする刑事裁判がまったく始まつていないので、私にかんしての証言がすでに始まつていて、という感じ。

赤 教授会「妨害」といわれるものについてのC元事務長証言と、「同じものについての、この公判での」讃岐田証言との重複、あるいは矛盾について。

松 事務長は二回にわたつて会議室を出入したのに制止されなかつたこと、途中でイヤケがさしたので別室へ行つて休んでいたこと

の後、名大をへて都立大に移り、大学闘争で授業拒否宣言をして本年6月15日に懲戒免職処分を受けていた。このことの意味を考えると、松下研究室の意味は大きく拡大する。

赤 その研究室で書かれた論文が、書証の乙3号証である『松下昇集』にはいつている。大部分は目下、国に「留置」されている。

赤 論文といわれたが、広い意味での論文だ。その一部分が『表現集』にはいつているわけですね？

赤 国側は、松下研究室をその後使用した、（たとえば中川教官が）といつているが、封鎖したままではないか？

松 僕处分の内容は、国側が研究室を使用するのを妨害してはならない、というのだ。先に述べたように、そんな妨害はありえず、私は共同使用してもよいといつている。国は被害妄想にからつているのだ。少くとも人事院審理の終るまで、共同使用、私の使用を認めるべきだ。「…」

赤 湯浅証言のなかに、僕处分執行のとき「松下研究室が乱雑を引きあめていた」という趣旨の発言があつたが。

赤 居間や茶の間の「乱雑さ」、その部屋を使いこなし、そこで生活しているがゆえの「乱雑さ」というものがあるだろう。そしてそういふものを、ひとによつては「乱雑」と受けとる、ということがあるのだろう。

赤 この僕处分公判以外に、大学が松下さんを売り渡した裁判はほかにあるか？

松 研究室空間はいくつかの裁判を引き寄せていて、「…」またこの仮処分裁判がもつとも早く、広汎な問題をふくみつつ進行していく

赤 そのとき、ヘルメットをかぶつた約百名の学生が、うんぬん、と神大C『広報』にあるが、事務長証言では？

松 この部分を否定している。元事務長すらが『広報』の誤りを認めたわけだ。「…」

赤 70年5月に、松下さんに逮捕状が出た前後のことについて。松 处分にたいする鬭争をここで圧殺しようとする意図が、明らかに見られる。「…」私は学生ではなく、試験・単位制度の全体にたいして、〇点をつけていた。学生諸君のなかにもそれに賛成するひとが多くつた。大学当局はこの問題が「新年度を迎えて」ひろがるのを怖れて、私を逮捕させたのであるだろう。この問題はいまこの瞬間も続いている。いま同じ時刻に一人の学生が、神大のある教室で、成績・単位の問題を提起している——この公判と関連しながら。——関連していると、処分は、処分者たちの存在基盤の解体の表明だった。処分しなければじぶんらのほうが解体する。処分理由や処分過程の根拠のなさが、そのことを証明している。

赤 刑事裁判の起訴状に二度出てくる「森川加津子と共謀して……」の字句と、最近社会問題になつた一事件「外務省機密「漏洩」事件」とは……

赤 事実性の水準としてはかけはなれているが、権力の発想の水準としては同一。男女二人を同時に逮捕・起訴することによつて、

一種の宣伝に腐心している。

赤 逮捕状はこの点で、社会的な悪感情をひきおこすことをも狙つてゐるわけですね。——逮捕状の日付ですが、『広報』22号の本文は5月4日とし、同じ号の年表では5月12日としている。訂正もせずに。5月4日はむしろ、教授会が逮捕状を請求した日付ではないだろうか?

松 わからないが、教授会は逮捕状が出るのを知つていたようだ。裁判長 「請求」ということばにひつかかるな。

赤 法律的には警察が裁判所に請求したわけですね。——『広報』のはらむ問題はまだまだ多いが、その一つ。『広報』22号63ページのビラは、松下さんが書いたものと推測していいのか?

松 広報委員会はそう推定しているが、これを書いたひとはいまこの法廷のなかにいない。関連しているが、『広報』は114ページの貼り紙の筆跡を、代筆と推定している。この推定も誤っている。

赤 『広報』は客観的であることをよそおついているだけですね。『広報』25号27ページの2行目、「くだらない」とあるが……

松 あらかじめ判断を下しておいて説明する『広報』の態度が、くだらないのだろう。同じ号の39ページ9行以下の記述を見ると、広報委は松下問題の長期性を見通しているわけだが、それにしては編集が不正確であり、処分資料とするため、あるいは、くだらないとケチをつけるために作製したことが、明らかだ。処分する気になつてから、「事実」を作りだしたのだ。

赤 処分問題のほかに、教授会が松下さんの問題をとりあげたことは?

松 違う考え方をします。教授会といえば、教官がすべて参加して

菅谷〈処分〉過程における いくつかの文書

菅谷氏はこの「依頼状」を伝達した大学当局者に出頭しない意志を口頭で伝えた。
四月十一日 再び「依頼状」が都議会議長から伝達され、次の点（要旨）に関する意見の表明を求めてきた。

一、昭和四十四年十一月十一日以来、授業をおこなわなかつた理由

二、現在まで給与をうけていることについてどう考えるか。

三、二年以上も教授会に出席しない理由。

四、授業（再開）勧告に回答しない理由。

五、教授会決定に従うかどうか。

六、一部学生と同道して教授会へ現われる理由。（とくに昭和四十七年四月五日）

七、この二年余の期間における出勤状況をどう考えているか。

八、成田事件で拘置された理由。

九、服務関係法令に対してどう考えるか。

十、その他。

× 四月四日 人文学部長からの「勧告書」
（「情況」六月号に転載）
○ 二月十七日 へ独文研究室へへの返信
（へ解体新書へ通信3、三月一日に掲載）
× 三月十六日

○ 二月十七日 さし出し人不明の「出講曜日に関する問合せ」がへ独文研究室へから送られてくる。

× 一九七二年二月十日 誌入手（一部筆写）、構成、回覧など
の責任は△松下昇△にある。

○ 二月十七日 へ独文研究室へへの返信
（へ解体新書へ通信3、三月一日に掲載）
× 三月十六日

○ 二月十七日 人文学部長からの「勧告書」
（「情況」六月号に転載）
○ 二月十七日 この段階で都議会は「都立大総長が菅谷を処分しない理由を説明しない限り、予算の審議をしない」とドウカツしている。

× 四月四日 東京都議会議長、春日井秀雄から「依頼状」
（「都立大学の運営及びその現状についてきたいことが
あるので、四月六日午後三時に都議会へこられたい」という
内容）

○ 二月十七日 人文学部教授会は、学外へ処分・決議を④に守られて強制執行。（55・6・10）
○ 五月八日 都立大学総長、團勝磨から「審査事由説明書」（別紙）①
が送られてくる。

いた、という先入観が働くだろう。しかし闘争の進行につれ、數十名のいわゆる進歩派教官は出席しなくなつた。（その長期欠席は賃金カットや処分の対象になつていない。）かれらにとつての松下処分は、大学当局にとつてと別の意味になる。かれらが発言し証言する勇気をもてば、もともと処分もありえなかつたろう。

赤 69年夏、封鎖解除に反対した教官たち……
松 その段階だけでなくさまざまな段階で、反対の意志表示をした人は多いが、それが現在に痕跡を残してきていない。処分などなかつたのだ、といまかれらが証言できないことの意味が、これから問われる。

赤 そういう教官が多数いる……
松 われわれの内部にも多数いる。ひとりひとりの内部に。

赤 「△」あとは次回にしますが、いまもうひとこと、何かありますか。

松 いまの証言が、明日の「72・2・15の件」公判の冒頭陳述、へ△分離公判「森川さんにかかる」の反対尋問、へ△公判の求釈明、「△」そして、まだ出現していない裁判の主尋問（一行でいえば、へ△はいまどこにあるか？）……に相当する、と思います。

（N）

○ 五月二十二日

〃陳述〃に関する提起（別紙）②を発送

× 五月三十日

総長から「口頭陳述に関する通知」（別紙）③

○ 六月六日

〃陳述〃に至る問い合わせ（別紙）④を配布

（六月十日付の「都立大学広報」二十四号によると、六月

六日評議会開会中、「解放学校生」と目される学生らが立入
禁止の廊下でデモをしたり、発煙筒を投げたり、ガラスを損
壊したので、（手）を導入して排除したと報告されている。）

× 六月十五日付にて東京都知事・美濃部亮吉から「処分説明書」
（別紙）⑤が送られてくる。

○ 六月二十四日 解放学校拡大自主講座

（へ報告・討論）のパンフは、東京都日野市百草団地
二六八一四〇五 菅谷 あて申し込んで下さい。

三〇〇円・千八五円）

× 十月六日

処分者側からの「答弁書」（別紙）⑦

○ 十月三十日

（不服申立人）からの「反駁書」（別紙）⑧

（十二月二十四日現在、東京都人事委員会による審理期日は未
定である）

別紙 1

審査事由説明書

本説明書は、教育公務員特例法第九条第一項による懲戒処分の審
査を行うにあたって、その事由を記載したものである。

一、審査者 東京都立大学評議会

二、被審査者 職氏名 東京都立大学助教授 菅谷規矩雄
所 属 人文学部独文学専攻 独語・独文学
一般第一講座

三、審査の内容

教育公務員特例法第九条第一項の規定による懲
戒処分

四、審査の事由

被審査者が、教育公務員としての本来の義務を怠り、人文
学部教授会の決定に基づく総長の授業実施の職務命令に従わ
なかつたことは、地方公務員法第二十九条第一項第一号及び第
二号の規定に該当するものと認められる。

（教示） 昭和四七年五月八日

被審査者は、教育公務員特例法第九条第二項の準用規定に基づく
同法第五条第三項の規定により、この説明書を受領した後一四日以
内に、口頭又は書面による陳述の機会を与えるよう請求することができます。
なお、上記の請求を行う場合には、総長あて文書によられたい。

別紙2 ▾
△陳述△に関する提起

五月八日付審査事由説明書の△教示△にたいして、わたしは究極
的には△口頭による陳述の機会を与えるよう請求する△ものである
が、この△陳述△がなされるための必須の前段階として、つぎのよ
うな各条件が充たされなければならないと考える。

1、△処分△審査に関して、現在までに評議会が保有している全
資料を、△都立大学広報△によつて全学に公表すること。
2、前記1の資料にたいする△被審査者△のがわから書面による
いは反証の提示。
3、前記の1、2にもとづく△被審査者△のがわから書面による
基本的な態度表明。（△および△については、1の公表以後少

別紙3

△口頭陳述に関する通知

五月二十二日付総長あての貴殿の文書は、去る五月八日貴殿に手
交した審査事由説明書の趣旨に対し、教育公務員特例法に基づく、
△口頭陳述△を請求したものと理解し、左記の△おり陳述の機会を与え
ます。

一、期日 昭和四十七年六月六日（火曜日）
二、時間 午後二時三十分より午後四時三十分まで
三、場所 東京都立大学目黒校舎A棟第二会議室

四、公開・非公開の別 非公開

五、注意事項

(一) 陳述は、さきに手交した審査事由説明書に懲戒処分事由としてあげられた事実に関するものであること。

(二) 陳述は、本人のみに許される。本人以外の第三者を帯同しないこと。

(三) 陳述は議長の指示に従つて行なうこと。

以上の事項を厳守しないときは、陳述を打切り、陳述の権利を放棄したものとみなすことがあります。

なお、貴殿が五月二十二日付総長宛文書をもつて申し出た各条件は、五月二十七日開催の第四〇〇回評議会において審議の結果、認められないものと決定されましたので念のため申し添えます。

以上

昭和四十七年五月三十日

東京都立大学総長
菅 谷 勝 磨

別紙4
菅 谷 規矩雄 殿

ではなく、「学問」の内部本質に対して不可視的にしか存在しない人民に対しても……なのだ。

「处分」者評議会は、自らの立脚する「学問」の普遍性が、「国家」権力の内部に許容されるものであるにとどまることを証明しようとしているにすぎないか。「法」と「国家」の存在に附属するにすぎないものであることを……？「法」と「国家」の内部に包摂されえない普遍性において、「わたし」たちを「处分」してしまうか。

「わたし」たちが、審査事由説明書の「教育公務員」としての本来の義務……という点にかかわりがあるのであれば、それは「職務」授業を「怠つた」かどうかといった皮相なレヴェルにおいてではない。

一九六九年一一月いらいの、「授業」拒否もとづく「わたし」たちのすべての表現が「国家」権力を否認し、究極における「國家」死滅への道をあゆみつけようとするものの徹底した自覚に発するがゆえに、現存の「法」と「国家」がさだめる「平和的な国家」および社会の形成者としての……「国民の育成」（学校教育法）にたいして、根底的に違法性をしめすものであるからにほかならない。

「学問」の本質から、この違法性をいかに「处分」しうるというのか

一九七二年六月六日

菅 谷 規矩雄

（別紙のとおり）

教示 この処分に不服のあるものは地方公務員法第一九条の二の規定により処分のあつたことを知った日の翌日から起算し

「わたし」たちの提起を恣意的に歪曲して一方的に「陳述」の日時および諸条件を指定してきた一へ以上の事項を厳守しないときは、陳述を打切り……といった権力の言辞とともに。

II しかしなお、「处分」は事務処理ではないのである。「わたし」たちと評議会とは、本質的に対等であり、「陳述」の機会は、まず「わたし」たちの権利として存在するのである。

III a 資料の提示 b 弁護士の選任 c 公開（傍聴……）

d 証人・参考人 e 繙続 f 記録の公正と公表……

すくなくともこれら諸条件がみたされないかぎり、すなわちブルジョア的合法性：客觀性さえ存在しない密室で、「事実」は、「陳述」に「わたし」たちはどんな自由と主体をかけるわけにもゆかないのだ。評議会が「審査」陳述において「わたし」たちの権利を、現行の「裁判」あるいは人事院（人事委員会）の「審理」に比しても、極少にまで制限しうる（しなければならない）根拠はどこにあるのか。何という「不法」よ。

IV 言うまでもなく「处分」の権限（自治！）の普遍性は、どこまでも「学問」にあるはずである。「学問」の本質における「处分」をも意味している。「授業」に可視化される「国民」「都民？」に関する「陳述」に「わたし」たちはどんな自由と主体をかけるわけにもゆかないのだ。評議会が「審査」陳述において「わたし」たちの権利を、現行の「裁判」あるいは人事院（人事委員会）の「審理」に比しても、極少にまで制限しうる（しなければならない）根拠はどこにあるのか。何という「不法」よ。

I 「わたし」たちの要求する「处分」過程の公開とは、「学問」たちが提起したすべての条件を、評議会は認められないものと決定したというのみで、その理由をなんら説明しようともせず、

よつて、いかに媒介されうるのか。

「わたし」たちの要求する「处分」過程の公開とは、「学問」教育の内部本質にむかって「处分」を開示せよ……と言うことでも「学問」にあるはずである。「学問」の本質における「处分」をも意味している。「授業」に可視化される「国民」「都民？」

別紙5
処分説明書
交付 昭和四七年六月一五日 整理番号 47-10
所属 東京都立大学 ふりがな すがや きくお
職名 東京都公立学校教員 氏名 菅谷 規矩雄
処分の種類及び度 懲戒免職 年月日 昭和四七年六月一五日
程 度 起訴
根拠法規 地方公務員法第二九条第一項第二号
刑事裁判との関係 刑事裁判所に係属している・いない
處分の理由 菅谷助教授の下記の行為は、東京都立大学教員として、その本来職務を放棄し、同大学管理機關ないし執行機関の命令に違背し、東京都の教育機関としての機能の遂行を妨げたものであり、これらの行為は、地方公務員法第三〇条、第三三条及び第三五条の規定に違反するものである。

て六〇日以内に東京都人事委員会に對して不服申立てをすることができ、「十字不明」内であつても処分のあつた日の翌日から換算して一年を経過したときはすることができる。

処分者 東京都知事 美濃部 亮吉
職氏名

別紙5-②

(1) 同助教授は、昭和四四年一〇月一日採用であつたが、東京都立大学における封鎖解除後の同年一一月一一日よりの授業再開以来、授業拒否を宣言して授業を行なつていなかつたので、昭和四七年度のカリキュラム編成にあたり、昭和四七年三月一六日開催の昭和四六年第一回人文学部教授会は、昭和四七年度より授業を行なうよう勧告し、出講希望曜日を申し出るよう通知したが、これに従がわなかつた。

(2) 昭和四七年四月五日開催の昭和四七年度第一回人文学部教授会の決議に基づき、同年四月六日付で都立大学総長は、菅谷助教授に対して、定められた時間割により授業を実施するよう職務命令を発した。しかるに同助教授は、昭和四七年度授業が開始された同年四月一七日(月)の第二时限独語J E I C、第三时限独語S I Cおよび第四时限独語T I Cのそれぞれの教室で、黒板に「授業拒否」「解放学校」と大書し、受講生には「独語の授業は行なわない」「単位は与えない」などと説明して正常の授業は行なわなかつた。

別紙6-①
不服申立書
次のように不服の申し立てをします。
記

一、処分を受けた者

1 住 所 東京都日野市百草園地二ノ六ノ八ノ四〇五
2 連絡先 右に同じ(電〇四二五一九三一九七三三)
3 職名および勤務場所 菅 谷 規矩雄
4 氏 名
5 生年月日 昭和十一年五月九日
6 処分を受けた当時の職名および勤務場所 東京都公立学校教員 東京都立大学
二、処分者職名および氏名 東京都知事 美濃部 亮吉
三、処分の内容および処分年月日 懲戒免職 昭和四十七年六月十五日
四、処分のあつたことを知った年月日 昭和四十七年六月十五日
五、不服申立ての趣旨 処分の取消し
六、処分に対する不服の具体的な事由 (別紙)
七、口頭審理の請求 公開口頭審理を請求する
八、添付書類・記録・資料・その他の目録(別紙)
昭和四十七年八月十四日

右不服申立人 菅 谷 規矩雄

東京都人事委員会委員長

太 田 園 殿

別紙6-②

なわなかつた。それ以来本月まで時間割に定められた授業は行なわなかつた。

(3) 昭和四七年度第一回人文学部教授会は、昭和四七年四月五日に開催されたが、同教授会は教授会構成員のみによる会議であるにもかかわらず同助教授は無断で学生十数名を引きつれて侵入した。議長は「学生は速やかに退去し菅谷助教授は教授会構成員であるから教授会会場に残るよう」要請したがこれを拒否して前記学生らとともに同教授会を妨害した。

(4) 昭和四七年度第三回人文学部教授会は、昭和四七年四月二六日に開催されたが、同助教授は同会場に過激派学生十数人を引きつれて押し寄せ、会場入口を封鎖して、同学部教授会構成員の入室を阻止し、その後も会場の正常な開会・運営を妨害した。

(5) 昭和四七年度第四回人文学部教授会は、昭和四七年五月四日前項のこともあり余儀なく東京区政会館で行なわれた。菅谷助教授は同会館職員の警告を無視して過激派学生十数人を引きつれて同会館ロビーに入り、同学部教授会構成員に対して教授会のボイコットを煽動するビラを配布して、人文学部長等が出席を要請したにもかかわらずこれを拒否した。

当かつ不法に行われたものである。

- 一、本質の陰蔽
- 二、へ事實へにかんする誤認・歪曲・虚偽
- 三、処分へ事由への不当な拡大・累加
- 四、権利の抑圧
- 五、都議会による介入・干渉

一、本質の陰蔽
審査事由説明書(資料1)および処分理由説明書(資料2)は、いずれも、わたし(菅谷)がへ授業を行なわなかつたへ理由を、なんらあきらかにしていない。またひとりの教員が自らの思想行為としてへ授業へ拒否を不可避の選択とするにいたるへ大学への情況、都立大学全構成員の責任にふれようとしている。

この点を明らかにしえなければ、へ教育公務員としての本来の義務を怠つたへという判断(資料1、参照)は、そもそも根拠をもちえない。

また総長命令に従つたかどうかが処分の理由であるならば、この命令がなぜ昭和四七年度のへ授業へにたいしてであつて、四十六年度でも四五年度でもなかつたかを示さないかぎり、命令は総長自身の怠慢を証明するものでしかありえないだろう。

二、へ事實へに関する誤認・歪曲・虚偽

処分理由説明書は、かずかずのへ事實へに関する誤認・歪曲・虚偽によつて構成されており、これをへ理由の説明へとみとめることとはできない。

申立人菅谷規矩雄に対する懲戒処分は、以下の各点にわたり、不

処分に対する不服の具体的な事由

ただしここでは説明書別紙(2)の項にかぎつていくつかの点を指摘するにとどめ、(3)以下についてはべつに問題にする。

(1) 総長命令に示された時間割は五クラスにわたっている。しかし説明書は、四月十七日(月)の三クラスのみを云々し、四月十九日(水)から開始される他の二クラスについては「授業」が行われたかどうかについてふれようとはしない。これは正當な判断のくだしかただといえるか。そもそも「授業」が行われたかどうかはだれが判断しうるのか。

四月十七日の「授業」の三クラスの学生にたいして、わたしは「授業」に関する討論を次週以後も続行する意志を表明した。にもかかわらず、右の三クラスの「代表」と称する学生にたいして、四月二十四日の菅谷の「授業」は休講であると独断し、学生たちを欠席せしめたのは教養部長である。

(2) 「同助教授は……黒板に「授業拒否」「解放学校」となどと

大書し……」この記述は虚偽である。

(3) 四月十七日の「授業」に関する説明書の記述は、右の二点にとどまらず、総体として真たりえていない。

三、処分へ事由の不当な拡大・累加

処分理由五項目のうち、「審査事由」として予めしめされているのは、はじめの二項目にとどまるものであつて、他の三項目は「審査事由」にそもそも対応しない。これは、次項でのべる点とも関連して、不法である。

四、権利の抑圧

五、都議会による介入・干渉

一、の後半部でふれた点、なぜ総長命令の指示する「授業」が四十七年度であつて、それ以前ではなかつたかの理由は、本来大学の内部からはどのようにもあきらかにしえない——そうするには、おなじく、の前半部でのべた点に、思想の次元でこたえねばならない。今年の三、四月における都議会企画総務委員会での、都立大学に関連する全発言が、あらためて公開され検討されねばならない。な

にもかかわらず、公開性にかんするわたしの要求をすべて無視し、「陳述」はほんらい、審査の対象とされるものの根本的な権利の行使であり、審査者(評議者)はこの権利の行使を最大限可能ならしめる義務を負つている。

「陳述」はほんらい、審査の対象とされるものの根本的な権利の行使であり、審査者(評議者)はこの権利の行使を最大限可能ならしめる義務を負つている。

ぜなら議会から大学当局にたいして「処分」を強行せよとの圧迫が加えられたと考えられるからである。

今回の処分が、たんにわたしひとりにたいする「職務」の次元での処分ではなく、同時に「授業」拒否・自主講座を根拠として展開されているわたしたちの存在と運動に対する弾圧であることは、不法にも累加された処分理由じたいが語ついていることである。そこには人民の根拠にたいする「大学」という権力の挑戦の意志が表明されている。

昭和四十七年八月十四日

菅 谷 規矩雄

別紙6-③

添付資料 目録

資料1、審査事由説明書 写 二通

資料2、処分説明書 写 二通

資料3、口頭陳述に関する通知写 二通

昭和四十七年八月十四日

菅 谷 規矩雄

別紙7

昭和四十七年(不)第五号事件

不服申立人 菅 谷 規矩雄

処 分 者 東京都知事

美濃部 亮 吉

右処分者代理人

東京都参事 吉留俊雄

右処分者代理人 東京都参事 島田信次

東京都副参事 行実 勇

東京都副参事 関 哲夫

東京都副参事 木下健治

東京都副参事 池田良賢

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会 殿

答弁書

第一 不服申立ての趣旨に対する答弁

本件不服申立てを棄却する

との裁決を求める。

第二 不服申立ての具体的な事由に対する答弁

一 処分に対する不服の事由一

審査事由説明書および処分説明書は、いずれも、不服申立て人がへ授業を行なわなかつた／理由をあきらかにしていないことは認める。

主張の趣旨は争う。

二 処分に対する不服の事由一

(イ) 総長命令に示された時間割が五クラスにわたつていてことは認め。説明書は、四月十七日（月）の三クラスのみを云々し、四月十九日（水）から開始される他の二クラスについてはへ授業／が行なわれたかどうかについてはふれようとしないことは否認する。

すなわち、処分説明書別紙(2)末尾記載の「それ以来本月まで時間割に定められた授業は行なわなかつた。」中の時間割に定められた授業に他の二クラスの授業も含まれるものである。

四月十七日のへ授業／の三クラスの学生に対して、不服申立人がへ授業／に関する討論を次週以後も続行する意志を表明したとの点は不知。右の三クラスのへ代表／と称する学生に対して四月二十四日の不服申立て人のへ授業／は休講であると独断し、学生たちを欠席せしめたのは教養部長であるとの点は否認する。

主張の趣旨は争う。

(ロ)の事実は否認する。

(ハ)の事実は否認する。

三 処分に対する不服の事由三

前段部分は認める。(イ)記載の事実中、説明書においても、また、陳述の席でも、このへ事実／の具体的な対象範囲は、いつさい審査者がわからあきらかにされていないことは否認する。

主張の趣旨は争う。

(ロ)の主張の趣旨は争う。

五 処分に対する不服の事由五

議会から大学当局に対してへ処分／を強行せよとの不当な圧迫が加えられたとの点は否認する。

主張の趣旨は争う。

第三 処分者の主張

本件懲戒処分は、処分説明書でのべたとおり、不服申立て人の本来の職務を放棄し、同大学管理機関ないし執行機関の命令に違背し、東京都の教育機関としての機能の遂行を妨げたものであるので、地方公務員法第三〇条、第三二条、第三三条および第三五条の規定に違反するため行なわれたものであつて、適法な処分である。

別紙8

昭和四十七年(不)第五号事件

不服申立て人 菅谷 規矩雄

処分者 東京都知事 美濃部 亮吉
昭和四十七年十月六日付答弁書に対し左記の通り反ばくします。

昭和四十七年十月三十日

東京都人事委員会 殿

記

三一一わたしの主張は（不服の具体的な事由三と同四との相連において）、審査におけるへ事実／の具体的な対象範囲をめぐるものである。しかるに答弁はこの点に対応しておらず、不充分である。

四(イ)——答弁は虚偽をふくんでいる。へ陳述／においても評議会は、へ事実／の具体的な対象範囲をしめすことを拒否している。

四(ロ)——申立書（不服の事由四(ロ)）の通り。

五一答弁は不充分であり、わたしは反証を提示する用意がある。

三、処分者は、答弁第二の一において、不服の具体的な事由一に対しへ主張の趣旨は争う／と聲明した。すなわち、へ処分／のへ適法／性が、わたしのへ授業／拒否の本質にどこまでも及びうると主張するものだと、これは了解される。それゆえわたしは、このへ趣旨／が、事由一のみにとどまらず、とりわけ五の前半部および末尾の結論部と不可分のものであることを、あらためて強調しておくる。

二、答弁書第二の各点に対する

一一申立書（不服の事由一）の主張通り。

二(イ)——四月十七日のへ授業／教室／におけるわたしのもつとも重要な意志表示について処分者がへ不知／であるということはそもそも処分説明書別紙の(2)の判断がへ事実／のレヴェルにおいても処分者の主張は根拠づけられていない。したがつてわたしは申立の趣旨および不服の具体的な事由各項を再度ここに全面的に主張する。

二(ロ)——(イ)とおなじく、答弁はへ事実／のレヴェルにおいて、なんら根拠をもちえていない。

二(ハ)——(イ)——(ロ)とも関連して、四月十七日以降のへ授業／については、処分者の主張はすべてへ事実／のレヴェルにおいて、根拠がふたしかである。

(1ページのつづき)

命令を勇躍執行して傍聴者を法廷から排除する警察機動隊に、うしろむきになつて押し出されたとき、マルキよりも背の高い神山君は、たしかになにものかを見たのである。エンツェンスベルガーも、ビュヒナーも、SEDも、処分者たちも、処分の追認者・協力者たちも、このなにものかと結びついて新たな像を結んだ。

そのあと、どのようななかたちであれ彼がひきかえす姿をわたしが二度と見なかつたのは、あるいは、わたしがひきかえしつばなしになったから、としか言いようがないには違いないのだが。あらゆる「追悼」の例にもれず、この文章もまた、死者を口実にしたアルコールの力によつてつぶやかれている。

(池田浩士)